

グループホーム

家族会 会則

(事務所の所在地)

第1条 本会の事務所は 上市町東江上 288 番地・特定非営利活動法人 かみいち福祉の里内に置く。

(事務局)

第2条 事務局長は 施設長が担当する。補佐事務員を 職員の中から1名 指名する。

(目的)

第3条 入居者および その家族などの福祉増進と親睦を図るとともに、グループホームの運営に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

会員相互の親睦および 研修に関すること。

入居者の激励および 諸行事推進に関すること。

入居者の処遇および 施設設備に関すること。

入居者の福利厚生に関すること。

そのほか 本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第5条 本会の会員は、入居者および その家族などで構成する。

(会費)

第6条 本会の会費は、年額 6000 円とし、4月から翌年3月が会計年度です。(途中月入居の場合は月割で500円です)入居時および 年度初めに口座振替などで納めるものとします。

(役員)

第7条 本会に つぎの役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

理事 若干名

幹事 2名

事務局長 1名(第2条に規定のとおり。)

(役員を選出)

第8条 役員を選出は つぎのとおりとする。

理事および 監事は、会員から選出する。

会長、副会長は 理事の互選とする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は つぎのとおりとする。

会長は 本会を代表し、会務の運営について その責任を負う。

副会長は 会長を補佐し、会長に事故あるときは その職務を代行する。

理事は 会務の運営に あたる。

監事は 本会の会計を 監査する。

本・家族会の事務局長は 庶務会計 および 本会の事務を処理する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は 2年とする。ただし、再任を 妨げない。

役員が 家族会会員でなくなった時は、ほかの会員の中から 新役員を選出し、その仕事は 前役員の仕事期間とする。

(総会 ならびに 役員会)

第11条 総会は 毎年1回、役員会は毎年3回開催し 会務運営について協議決定する。

会長が 開催を召集する。

会長が 議長となる。

会議の議事は、出席者の過半数で これを決し、可否同数の場合は 会長が決する。

(歳入)

第12条 本会の歳入は、つぎに掲げるものをもってあてる。

会費

そのほかの収入

(会計年度)

第13条 毎年4月1日に 始まり、翌年3月31日に 終わる。

(会則の改定)

第14条 役員会において出席理事の同意を得た上、総会に提出する。

[附則]

この会則は 平成18年4月1日から 施行する。